

平成24年(行ウ)第6号

原 告 宮 部 慎 太 郎  
被 告 鳥 取 市 長

証 拠 意 見 書 ( 3 )

平成25年12月16日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎

被告証拠意見書(4)に対し、次のとおり反論する。

第1 いわゆる解放令の効力について

被告は明治4年8月28日付太政官布告の解放令は「法律」としての効力を持たないと主張するが、その理由を示していない。

解放令が法律としての効力を持つ理由は、原告が既に訴状(2ページ)で述べたとおりである。

補足すると、死刑の執行方法に関する事項を定めた、明治6年太政官布告65号が「新憲法下においても、法律と同一の効力を有するものとして存続している」と判断された例があり(昭和32(あ)2247昭和36年7月19日最高裁判所大法廷判決)、太政官布告であるからといって、法律としての効力を持たないとは言えない。

明治6年太政官布告65号は「旧憲法下また新憲法下において、法律をもつて規定することを要する所謂法律事項であるとはいえないとしても」(同判決)法律としての効力を認められている一方で、本件で問題となっている解放令は旧憲法下でも新憲法下でも法律事項とされている租税に関する事項が含まれていることから、法律としての効力を持つことは明白である。

また、先祖が穢多非人等であったことで職業等の差別があってはならないこと、ある地域が穢多村であったかどうかで納税の義務に差をつけてはならないことは、憲法14条により当然のことであって、解放令は現行憲法とも矛盾するところがない。

被告が挙げる地方税法には解放令の効力を否定しているととれる定めはないし、同

和対策関連法には租税に関する規定はない（なお、同和対策事業特別措置法等の同和対策関連法は全て時限立法であり、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効した平成13年度をもって効力を失っている）。

また、地方自治法14条1項により地方公共団体の条例は法令に反してはならないため、鳥取市税条例等いかなる条例によっても、解放令に反して旧穢多村に対する租税の減免を蒸し返してはならない。

## 第2 鳥取市情報公開条例に関する判決について

被告は下味野の同和地区を特定する文書が鳥取市情報公開条例の不開示情報にあたると判断した、御庁平成25年3月15日付け判決と広島高等裁判所松江支部平成25年10月9日付け判決を証拠として提出しているが、これらの件については平成25年10月18日に原告らが原判決の破棄を求めて上告および上告受理申立をしたため、まだ判決が確定していない（甲15，甲16，甲17号証）。原告らは、減免の要件そのものである対象地域を不開示としたことは租税法律主義に反すること、情報公開制度と個人情報保護制度は互いに補完する関係にあるとした最高裁判所判例に違反すること等を主張してさらに争っているところである（甲18号証、甲19号証）。なお、控訴審においては原告らは下味野地区が同和地区であることが鳥取市の広報誌に掲載されていたこと等を示す証拠を提出し（甲20ないし28号証）、高裁松江支部判決は下味野に同和地区があることが鳥取市においてある程度流布されていた事実は認めている。

また、いずれにしてもこれらは情報公開条例についての判断であって、民事訴訟法を根拠とした本件文書提出命令申立とは全く別の問題である。

仮に文書提出命令申立による文書の提出に鳥取市情報公開条例と同一の基準が適用されるのであれば、当事者や利害関係者が個人である裁判の場合は同条例7条2号に該当する「個人に関する情報」であるとして関連する文書が不開示とされ、裁判が成り立たなくなる。また、あくまで同和地区の場所を特定できないのであれば、本件のように同和地区に係る税制上の差別があっても、裁判の対象にならないということになり、同和問題の解決とも矛盾することになる。

特に下味野に同和地区として指定された地域があることは事実として秘密でない以上、形式的に秘密にすることによって事実として守られる公益は存在していない。それにも関わらず裁判の判決に影響する重要な情報を秘匿することは、原告の裁判を受ける権利を侵害するものであるから、速やかに本件申立に係る文書が提出されるべきである。